

2019年9月20日  
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社  
日立市

## 「日立エリアでSuicaを使おう！」 キャンペーンを実施します

2019年7月より、日立市の施設等でSuica等交通系電子マネーが使えるようになりました。JR東日本水戸支社では、10月～12月に実施する日立市を含む茨城県北エリアを中心としたPRに合わせて、日立エリアでのSuica等交通系電子マネー利用促進キャンペーンを実施します。この機会にぜひ日立エリアにお越しいただき、Suicaをご利用ください！！

### キャンペーン内容

- 1 名称 「日立エリアでSuicaを使おう！」キャンペーン
- 2 期間 2019年11月1日(金)～12月31日(火)
- 3 内容 キャンペーン期間中、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方にSuicaのペンギンオリジナルメモ帳をプレゼント。

※先着合計5,000名さま。なくなり次第終了。1会計につき1個プレゼント。

(1) 日立市かみね動物園にて入園料金、日立シビックセンターにて、入館(科学館・天球劇場)料金をSuica等交通系電子マネーでお支払い。

(2) 日立シビックセンター・奥日立きららの里・日立駅情報交流プラザにて、1会計200円(税込)以上をSuica等交通系電子マネーでお支払い。

※日立シビックセンター・日立駅情報交流プラザは、売店等でのお買い物が対象。

※奥日立きららの里は、きらら館研修室・ケビン・キャンプ場の施設使用料が対象。

※対象施設の営業期間・時間等は各施設にご確認ください。



▲Suicaのペンギンオリジナルメモ帳(イメージ)



▲かみね動物園



▲日立シビックセンター



▲奥日立きららの里



▲日立駅情報交流プラザ

- 4 対象電子マネー 「Suica」「Kitaca」「PASMO」「TOICA」「manaca(マナカ)」「ICOCA」「SUGOCA」「nimoca」「はやかけん」の9種類。 ※PiTaPaは対象外。

※「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「PASMO」は、株式会社バスモの登録商標です。

※「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「manaca(マナカ)」は、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。

※「Suicaのペンギン」は、東日本旅客鉄道株式会社のSuicaのキャラクターです。